

第23回国立市人権・平和のまちづくり審議会

1. 日 時 令和5年（2023年）6月29日（木）午後4時30分～6時
2. 場 所 国立市役所 委員会室
3. 出席者 委員9名
委員 炭谷会長、古川副会長、大島委員、押田委員、神田委員、藤沢委員、三井委員、
呂委員、渡邊委員
事務局 4名（松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、鈴木係長、桑代主事）

【炭谷会長】 第23回の審議会を開始します。今期の本審議会はこれが最後の回となります。答申について皆様のご意見を十分踏まえてまとめたつもりでございますので、今日は最後の修正を行うつもりでございます。本日は韓委員が欠席、古川委員、呂委員が少し遅れて到着されます。

本日の進め方ですけれども、事前に皆様から事務局にご意見をいただいておりますので、それを反映した形での修正版の答申案を既に送付させていただいておりますので、ご覧いただいているかと思えます。今日は時間の関係上、改めて1ページずつ確認していくことは省略したいと思っておりますので、先ほど申しましたように言い回しや文言の修正があれば、ご意見をいただければと思います。

あくまでの目安ですけれども、17時半をめどに審議を終了し、その後、もちろん修正の箇所が出てくると思いますので事務局で修正を行っていただいて、18時には答申を市長にお渡ししたいと考えております。

まず、事務局から今回の修正の主な部分について、簡単に説明をお願いいたします。

【事務局】 今、会長からもございましたが、約1時間の中で、最終的な答申案の確定までのご議論をいただきたいと思っております。本日の修正箇所については、事務局のほうで同時並行でパソコンを使って作業いたします。審議会が終了しましたら、修正した最終的な答申を印刷して、答申式までにご用意する予定です。ですので、1時間の審議会、そして休憩時間の中で答申書を確定、印刷しますので、その間、約15分から20分程度、休憩時間でいただいた後、18時より答申式に移る、そのような段取りで進めたいと考えております。よろしくお願いいたします。

では、修正箇所の主な点についてです。皆様に最終的に答申案を送付差し上げた後に、何名かの委員から文言修正等のご意見をいただきましたけれども、それはまだ反映できておりません。郵送した段階のものを今日もお配りしておりますので、よろしくお願いいたします。

2ページ目をご覧ください。こちらはタイトル、それから（1）の最後のほうに一文付け加えております。当初は「審議会における前提事項」という形で記載しておりましたけれども、前提事項ということではなくて、審議会はこういった基本的な姿勢で審議に臨みましたという意味合いを記載するためにこのような修正をしております。

3ページ目、ここは「国立市で基本条例が施行された当時、このように差別を明確に禁止する条例を掲げる地方公共団体は他にありませんでした」という文言になっておりましたけれども、実際には国立市以前にも、差別を禁止する条例を持っている自治体はございました。ですので、あらゆる差別を包括的に禁止する条例は国立市が全国で初めてだったという意味にするために、少し文言を修正しております。

4ページ目、国連勧告の日本語訳されたものを引いているところでございますけれども、委員の方

からのご指摘を踏まえまして、正しく引用する形に修正をしています。

5 ページ目、前回韓委員から複合差別のことについてご意見がありました。その複合差別についての補足を書いたところでございます。引用元を正確に引いている関係上、少し文が長くなっています。

7 ページ目の下の部分ですけれども、少し分かりにくい表現となっております。間違いではないのですが、より分かりやすく記載するために、「地域の力を活用し」という一文としております。

10 ページ、⑨高齢者の部分です。第7回の審議会当時の議事録を見返しまして、当時議論された内容に正確に沿うよう記載しております。文章が少し長いのでたくさん修正しているように見えてしまっていますが、修正としては一文のみとなります。

14 ページ目、先ほど申し上げましたインターセクショナルリティですとか、複合差別のところの引用を5 ページに飛ばす形で追記しています。

18 ページ目の罰則の部分ですけれども、前回まで「罰金を払えば人権侵害や差別が許されるというものではありません」となっていたのですが「罰金を科せば課題が解決するというものではありません」と修正しています。

21 ページ目、「このほか」の部分赤字で消しています。前回までこの2つの文章は、「一部委員より意見がありました」という形でまとめておりましたが、少し修文を加えることによって前半部分は全体の意見にできるのではないかと委員からのご指摘を受けこういった記載にしております。後半の「このほか、脱施設を見据え」という赤字の部分も、今回追記しています。また、「といった意見も一部委員よりありました」という記載を前回までしてございましたけれども、「一部委員より」を取った形で記載しています。この点につきましてもご意見をいただければと思っております。

大きな修正は以上でして、藤沢委員や韓委員から別途頂いているペーパーは現状落とし込めておりません。ほかにも何名かの委員から電話やメールでご意見をいただいておりますが、それもここには反映しておりませんので、この後ご意見をいただければと思っております。

【炭谷会長】 藤沢委員は17時にはご退席と聞いております。文書で既に頂いておりますので、これに沿いまして藤沢委員からご意見をいただければと思います。

【藤沢委員】 この段階になって細かいところで申し訳ないのですけれども、学校教育のところ、気になった点が二、三ありまして、修正案も出しました。

17 ページの冒頭、「差別の実態等について語ることは有効な手段です」と書いてあります。当事者が語るということですね。どうもこれは、有効な手段というには軽過ぎるんじゃないかと。「必要にして不可欠」とか「寛容な取組」とか、こういった硬い言葉もありますが、とても大切なことであって極めて有意なことなんだ、有益な営みだというふうに、ここは少し強調すべきなのではという感じがいたしました。これはぜひ提案したいと思います。

それから次の行、「実施の際」とか要らないんじゃないかと思います。あるいは「その際」というふうに軽く言っているのではないかと。これは表現の問題です。

その後、3行目に「実際に差別に苦しむ当事者」という表現がございます。⑤の当事者に寄り添った対応のところでも「人権侵害や差別に苦しむ当事者」となっている。こうやって言われると、ちょっと変な感じがするのですね、当事者としては。苦しんでいることも事実あるわけですが、何かそういうふうにレッテルを貼られたような、ちょっと上からの見方みたいで嫌なので。上のほうの3行目は「当事者と交流」でいいのではないかと思います。当事者が話すということも出てきているわけですから。だから、3行目のところは切ってしまうのではないかと。

ただ、⑤当事者に寄り添った対応のところでは、多分これは強調の意味で、当事者というだけでは軽いので、文章が短いので、強調の意味合いでその言葉が入れているかなと思いますので、ここは「人権侵害や差別の状況の下にある当事者」というふうに客観的に表現しておけば、当事者というのはこういうものなんだよという説明にもなりますので、そんな表現ではどうかなと思いました。私からすると「差別に苦しむ当事者」というのはちょっとねという感じで、あまりすっきりしないわけです。

それから、もう一度、上から4行目、「交流し理解を深めたり、見聞きした内容について」は、特にここでも言わなくても、これは必ずしも必要な言語じゃないから、切ってしまってもいいのではないかな。「理解を深めたり」という主語は子どもなのですね。「工夫する」というのは教員とか。文章が少しと混乱していますので、3行目、「活動するのではなく」、「のみではなく」、「当事者と交流し理解を深めたりし、そして子どもたちの学びが深くなるよう取組の充実を図る」と。ここで、深めたり、あるいは広めたりしということを言って、区切りを入れまして、「子どもたちの学びが深くなるよう取組の充実を図る」というふうにしたら、文章がすっきりするかなと思いました。

最後、3点目「人権侵害や差別に苦しむ当事者」というところは、先ほど申し上げました。⑤のほうの2行目です。ここは、「状況の下にある」というふうに少し換えて残せばいいかなと思いました。

一つ疑問点は、その後の4行目、「しかし一方で、当事者が自身の人権侵害や」、「大変つらいことであるということも理解し」、これについて私は理解が至りません。つらいということを理解しようというのは意味がよく分かりませんでした。修正案として私が考えたのは、当事者の表現が抑圧されたり、軽視されたりする状況もあるから、そういうこともちゃんと考えてやりましょうよと、そういう意味なのかなと思って書きましたけれども。「つらいことであることを理解し」って、何かぴんとこない。聞けばいいっていうだけじゃないよ、ちゃんと考えてやりましょうよということなんだと思うんですけど、ちょっとこれだとどうでしょうかね。

【炭谷会長】　まずは藤沢委員のご意見で、これはやはり残したほうが、直さないほうがいいのではないかなとかご意見があれば出していただければと思います。表現をより分かりやすくしようという形で出されているご意見だと思いますがいかがでしょうか。

最後のご意見の部分ですが、これは確か韓委員からのご意見だったんじゃないかなと記憶しています。例えば一番分かりやすいのは、いじめに遭った子はなかなか言えないとか、性的被害に遭った人はなかなか自分から被害は言えない、やっぱり恥ずかしいとか、それはあるんじゃないかなと思いますので、これはやはりそういう趣旨は残したほうがよいかと感じました。

【藤沢委員】　そういう状況もあることをちゃんと理解してということを書きたいということでしょうかね。

【炭谷会長】　そうですね。そういう状況にある、大変つらい状態にあると。あとは、最初のほうの学校教育の関係の1、2については、文章をより明確にしようということでございますので、おおむねこれで、藤沢委員のご提案の趣旨に沿って修文したいと思います。

それから、これはむしろ当事者の立場で、「人権侵害や差別に苦しむ当事者」、何か上から目線という感じがして、あまり感じがよくないというご指摘ですけれども、これについてはいかがでしょうか。三井委員は何かご意見ございますか。こういう表現というのは、やっぱりちょっと、「苦しむ」って何かちょっと、違和感があるとか、そういったご真意だと思うのですが。

【押田委員】　藤沢委員がおっしゃったのはそうだろうなというふうに思います。いわゆる当事者

の立場から言って、私も藤沢委員が修文する形で、そういう差別の状況の下にある当事者みたいな言い方で換えることについては、それでよろしいのではないかなと思います。

【三井委員】 藤沢委員が修正された「人権侵害や差別の状況の下にある当事者」というほうが、文章としていいと思います。

【炭谷会長】 分かりました。それではそのような趣旨で修正してみたいと思います。

それでは、大体藤沢委員の趣旨に沿って修正させていただきますので、あとは事務局にお任せいただけませんか。よろしくお願いいたします。

それでは、文書で出していただいておりますものをまず確認していきたいと思います。韓委員は本日ご欠席なのですが、事務局から説明していただけないでしょうか。

【事務局】 韓委員から修文をいただいております、事務局のほうで事前に確認させていただいております。全体の文章を読みやすく整理いただいたような修正をいただいているというふうに理解しております。

この中で2点ほど皆様のご確認が必要な箇所があるかと思っていますので、その点のみをご説明させていただいて、残りは微修正という形で対応させていただければと思っています。

まず、1つ目です。3ページ目をお開きください。下から12行目のところです。障害者差別解消法のところですが、この後に、先般、可決、成立しましたLGBTに関する法律を挿入してはどうかというご意見です。

ここの3ページの文章は、今回の人権・平和基本条例の制定当時のことを少し遡って書いている文章体になりますので、そこに最新の法律ができたということを入れ込むと、少し時系列上、整合が取りづらいかなというふうに私どもは見ております。なので、一度皆様のほうでご確認、ご検討いただければと考えております。

もう1点は、答申案の23ページを御覧ください。平和の文脈のところですが、上から2つ目の丸、「このほか、かつての戦争の被害のみならず」という文章のところですが、韓委員が文章全体を修正いただいております。もともとこのご意見、いわゆる史実に基づいた加害の歴史についてというところは韓委員からいただいたものですが、1つは「戦争の被害」という表現が取れて「日本における被害の歴史」というふうに換わっている点、それから、「在日コリアンやアイヌの人々への差別や人権侵害を抑止することにつながる」ということですね。加害の歴史を学ぶことでそういった人権問題、在日コリアンやアイヌの問題にタッチできるということで書いていただいております。より分かりやすく書いていただいているかなというふうには思っております。ここのところもご確認いただければと思っています。

【炭谷会長】 今、事務局から説明がありましたが、大半のところは文章を明確にすることということで、あまり内容に変化はございません。ですから、皆様にご確認いただきたいのは2点です。

1つは、LGBTQの最近制定された法律を入れたほうがいいのかということなんですけれども、これは果たして妥当なのかどうかです。ここの文章は、歴史的な記述で国立の条例ができた経緯を書いているところに、最近できた法律を書くのは論理上少しおかしいので、これはここには入れられないのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。ご意見をいただければと思います。

(「異議なし」の声あり)

【三井委員】 法律の正式名がこのような名称だと思いませんでした。私たちの仲間の中では差別推進法というふうに言われているところもあるので、それをこの記述の中に挿入するのは少し違うの

ではないかなというふうに思います。

【炭谷会長】 そうすると、やはりここは経緯を述べているだけで矛盾してしまいますので、これは追記しないという扱いにさせていただきたいと思います。

それから2点目です。修文についていかがでしょうか。「このほか、日本における被害の歴史のみならず加害の歴史についても学ぶことが、今もなお引き続いている在日コリアンやアイヌの人々への差別や人権侵害を抑止することにつながるという意見もありました」と。

【押田委員】 このような修文のほうがいいと思います。

【大島委員】 私の記憶が確かでなくて、間違っていたら申し訳ないのですが、この部分というのは、直接的に我々は何か議論をしましたでしょうか。まず、その問題が僕はあると思います。もしそうでないとしたら、やはりそういう書きぶりにしないといけないのではないかなと思うんです。そうしないと、もし直接的な議論がなされていないのであれば、「直接的な議論はなかったけれども」とか何か置いておかないと、同列でいいんでしょうかという。文言の修正以前の問題としてです。

【炭谷会長】 これは確か、韓委員からご意見として提出されたのですよね。私の記憶では特段そのことについての議論は交わされてはいなかったのではないかなと思います。そういうところで、今の大島委員のご意見についてですが、「意見もありました」という記載にすることで、皆で議論したわけではなく、皆の合意ではないということを表しているのではないかなと思っていますがいかがでしょうか。

【押田委員】 私がこの平和の問題の部分で言ったのは、今が非常に、ある意味新しい戦前みたいな言われ方をして、戦争の危機というのが非常に身近に感じられるという中で、むしろあおり立てるようなこともあるので、ちゃんと冷静になって平和の問題を考えなくちゃいけないということを発言した記憶はあります。

【神田委員】 ここの部分については、項目が平和施策についてなのですが、「人権抑止という意見もありました」となっている、その何か位置付けというか、そこは違和感があるというふうに思います。本来、平和という話で、大きな話をしているようなブロックだと見えるのですが、そこで在日コリアンとアイヌという2つを取り上げて人権侵害という話に持っていくというところは、このブロックにおける位置付けとしては、何か違和感があると感じました。

【炭谷会長】 確かにこれは、平和の項目で言っているわけですね。

【三井委員】 別の箇所ですが、韓委員が言っている「根気強く働きかけることも」もいいと思うんですが、最初に「働き続けることも」というより、「働きかけ続けることも」という言葉にするなら、それでもいいんじゃないかなと。「働き続けることも」というのは、何か違和感があるので。

【炭谷会長】 これは、そちらのほうでもよろしいと思いますね。

先ほどの23ページ、被害と加害の歴史のほうで、ほかにご意見ございませんでしょうか。これは確かに神田委員がおっしゃったように、平和の項目にありますから、歴史について学ぶことが今後の平和についての学習につながるとか、何かちょっと入れないと、置きにくいところがありますね。それか、置く場所を変えるかどうかですね。

【押田委員】 自分の記憶をもう一回確かめているんですけど、平和の問題について、戦争の被害だけでなく加害についてもちゃんと考えないと、歴史をきちっと学ぶことにならないという意味合いでの発言というのは、私もしたような記憶があります。だから、ここで「そういう意見もありました」というのは、そんなに間違いではないかなというふうに思っております。具体的に、在日コリ

アンとアイヌというのを挙げるかどうかについてはちょっと。

【炭谷会長】 少し意味を説明しなくちゃいけないような感じがしますね。何が在日コリアンに関係するのか、アイヌの方々に関係するのかなとか。

【押田委員】 特に、いわゆる歴史修正主義的に、そういう加害の歴史がなかったかのように言うようなことについては、やっぱりちゃんと警戒しなくちゃいけないというふうに思っています。そういう被害だけじゃなくて、加害のこともちゃんと考えなくちゃいけないという意味での趣旨の発言は、多分私もしたのだと思うんですよね。それがここに反映されているのかなと思います。

【炭谷会長】 分かりました。そこで、実はこの平和の部分の文脈自身が、先ほど神田委員が指摘されましたけれども、国立市の条例の考え方は、平和と人権というのは同一なんだというような原則でなっておりますので、ここで、こういう加害、被害の歴史を学ぶということは人権の侵害の抑止にもなるという面では、論理的にはいいのではないかなと思っております。ただ、こうして在日コリアンとアイヌのことを入れると、いかにも人権そのものという感じがしますのでどうでしょうか。ほかのところでもたくさんありますので、既に前のところで言っておりますから、アイヌの問題、在日コリアンの問題は。ここではあえて言わないほうが明確に伝わるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

【古川委員】 被害の歴史だけでなく加害の歴史についても学ぶことが必要という意見もありましたと言え、それはそのような意見もあったのだろうと思いますし、そのようなまとめでいかがでしょうか。せっかく韓委員からご指摘いただいているので、それを生かす形なのだけでも、個別の人権課題というよりも、被害の歴史だけでなく加害の歴史も知ることが大切だという意見の委員もいらっしゃいましたというぐらいでまとめられればと思います。

【炭谷会長】 押田委員いかがでしょうか。こういう加害、被害の歴史。私も重要だと思うのですね。アイヌについてもしかり。では、そのような形で修正させていただきたいと思います。「日本における被害の歴史や加害の歴史についても学ぶことが重要だという意見がありました」と。という形で書かせていただきたいと思います。

【古川委員】 大島委員のおっしゃった、議論をしてないのではないかというところも、若干最後に入っているのですけれども、意見としては最後に出ていますので、意見があったということを書くこと自体は事実な事実なのか。議論をしたかしていないかまで、それについて書き始めるとまた読みにくくなってしまうような気がしますので、意見として挙げることは、私はいいのではないかと考えております。

【大島委員】 「このほか」「もありました」という、そこに位置づくということですね。集約すると。

【炭谷会長】 そうですね。それでは他の部分も含め、皆様からご意見をいただきたいと思います。

【三井委員】 21ページの「このほか、脱施設化を見据え」からの文章なのですが、ほかのところでも「一部委員より」というのは消えているんですが「といった意見もありました」というふうに載っています。ここ最近、ちょっと怖いなということが1つありまして。例えば、国立第二小学校にスロープが新しくできるといったとき、私たちの団体がスロープが必要だということを主張したんですが、それが1人のしょうがいしゃの意見によりという解釈をされていて、人を特定できるような感じで反対意見の人たちが言うという事例が結構起こっていました。その意味で、ここの委員会の中で皆様の承諾を得たものであるのであれば、一部の委員より意見が出たといったとき、掘り下

げられないような書き方をしたほうがいいのではないかなという意見と、ここの部分の「このほか、脱施設を見据え」というところも、最後のほうの「暮らすための支援が必要ではないかといった意見も」というところを、「必要です」というふうに言い切れなかなというふうに思います。

【古川委員】　　そこまでいくと、そこまでの議論はしてないですし、私も正直、施設に暮らしている方のサポートも差し上げていますけれども、そこまで言い切っているのかなということは、私の中では迷いがありますので、言い切るということは表現として少し強過ぎるのかなと感じます。皆さんで議論した上でそのような結論になったという表現になってしまうと思うので、そこまでの表現はできないのかなと考えています。ですので、問題意識の提起という意味では、意見がありましたということの記載は必要かと思うのですが、皆でそういうふうな結論になりましたというような記載はできないのではないかなという意見です。

【神田委員】　　今のお話を伺って、「意見もありました」だと確かに1人の委員が言ったような印象を受けるので、「意見がありました」のところを「問題提起がありました」などにしたほうが、少しマイルドになるのかなと思ったのですがどうでしょうか。

【炭谷会長】　　例えば、「今後検討を深めていく必要があります」とか「さらに検討を深めていく必要があります」という形ではいかがでしょうか。議論が確かにもう少しこれは多分専門の審議会です1年物ぐらいの感じの大きな点でございますから、会長としての立場じゃなくて私個人の立場から言うと、大体こういう方向に福祉施策は目指すべきだという形で、地道に仕事をしているんですけど、ただ、確かに反対論に常に出会うので、まだまだ議論が必要だろうと思います。

【大島委員】　　そうすると、「意見もありました」という項目は、4点ぐらいありますよね。この中に。それを全部換えていくわけですか。

【炭谷会長】　　いえ、ここだけと思うんですね。というのは、ここはやっぱり具体的な、奥の深い問題を言ってるしゃっていて、国全体の。例えばよく議論で出るのは、重症心身障害児施設というのがあるのですが、こういう施設でないと生きていけないというのが、本当に施設をなくして大丈夫かと言われると、こちら戸惑うところがあります。

ですのでここは、「という問題提起があり、これについてはさらに研究、検討を深めていく必要がある」ということでどうですか。三井委員いかがでしょうか。この審議会はまだ、答申が終わった後も継続いたしますので、議論は続けていきたいと思っております。「充実が必要ではないかという問題提起があり、今後さらに検討を深めていく必要があります」と。

【三井委員】　　今、炭谷先生がおっしゃったような意見でお願いいたします。

【炭谷会長】　　古川委員、よろしいですか。検討を深めていくと。

【古川委員】　　検討を深めていく必要があるというのはそのとおりだと思うので、そこは異論ないです。

【炭谷会長】　　私自身の立場は、やはり本来は脱施設化という方向で行くべきで、行くというのは私の信念としてやっているんですけど、ただ、特に人工呼吸器をつけているお子さんが重症心身障害児の施設に入っていることなどがあって、こういう人たちは施設から出たらすぐ死んでしまうぞと言われると、若干戸惑うところがあってですね。そういう問題をどういうふうに解決していくかを含めてやらなくちゃいけないと、大変つらい立場もございます。

そういうことも含めて、全体的にはやはり私は、福祉施設も特別支援学校も含めて一般化、インクルーシブな社会にしていかなければいけないのではないかなと思います。

【大島委員】 本当にてにをはの問題なんですけど、20ページの2つ目、「全ての市職員が相談支援の対応や連携内容について正しく理解」の後、「し」が抜けています。それから22ページのジェンダー平等のところの8行目、「支援を行っている事業者等」という、この事業者というところに私は少し引っかかりを覚えました。これはやはり「行っている団体等」というほうがいいのではないかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

【押田委員】 この部分は私が発言したのだと思うのですが、まさに「団体」ですよ。

【炭谷会長】 では「団体等」にしたいと思います。

【渡邊委員】 文言修正については個別に私から事務局に出していますので、それを反映していただければと思います。

【炭谷会長】 特にこれでなければ、ここで一旦休憩にしまして、事務局で修正部分を再整理したものをお渡しして、確認をしていただければと思います。お配りしている「はじめに」については、これは言わば私の個人的な感想で書かせていただいて、文責は私のほうに、責任は全て私に負わせていただければと思っております。何かおかしい点があればご指摘などいただければと。

【事務局】 1点だけ渡邊委員への確認でございます。項目でいうと3のハラスメントの部分についてですが、そのほかの項目と少し違うのではないかといったご意見をいただいていたのですが、渡邊委員いかがでしょうか。

【渡邊委員】 ほかは例えば刑を終えて出所した人とかというふうに、被害を受けている人を主体にしているのに、ハラスメントのところはそうでないので、ちょっとほかの項目と性質が違うかなと一読したときには感じました。ですから、ハラスメント被害者とか、そういうふうに直せばいいように感じましたが、これはこれでいいのかなというふうに、その後、思い直しましたので撤回します。

【炭谷会長】 確かに、ほかはみなご本人、対象というか当事者の用語で書いてあるけれど、ここだけは事象で書いてあるのですね。職業も近いのかな。これはお許しいただいてよろしいでしょうか。

【渡邊委員】 はい、結構です。

【事務局】 今、皆様からいただいた修正は、並行してもう事務局のほうで修正作業は終わっております。ですので、印刷で少しお時間をいただきますので、印刷したものを答申式の前に、皆様のお手元にご用意いたしますので、いわゆる審議会自体は、もうご意見がここで全て出そろったということでありましたら、一旦、まず審議会を終了いただいて、休憩時間を挟んでいただいて6時より答申式という形で進めていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

【炭谷会長】 最終的な文章を確認する必要はないでしょうか。直したやつを。

【事務局】 そうしましたら、これから直ちに印刷をしてご用意いたしますので、一度、休憩時間を挟んでいただきまして。準備できましたら、お声かけさせていただきます。おおむね10分、お時間いただければ、印刷してお手元にご用意します。

【炭谷会長】 それから、私の書いた文章で何かおかしい点があれば、言っていただければと思います。あまりこだわりませんので、どうぞご自由に。私としては相当思いをかけて、土日に練りました。強調したかったのは、今回こんな審議会を経験したのは初めてですね。もう何か皆さんの熱意や熟議を、23回もやる審議会、4年間かけた審議会なんてなかったので、そういうことをまず強調したかったのが第1点ですね。第2点は、やはり当事者の方からもヒアリングをたくさんしましたよね。こういうのもめったにない。大体お茶を濁す意味で2つぐらいの団体から聞いて、聞きましたということにするアリバイづくりが多いのです。ここは本当に聞いたという感じで、胸にドンと来ました。

これが第2点ですね。第3点は、この国立市の条例自身は、私はやはり日本で一番優れた条例だと思っています。これをつくられた国立市は大変ご立派だと思っていますし、また、客観的、主観的に言っても、国立市は日本で一番人権の優れた自治体だと思っています。そのようなことを強調して、それにふさわしい今回の基本方針をつくるべく我々は努力をしたと。まだ必ずしもそれに達していないという批判は受けるかもしれないけれども、意気込みは日本一の自治体にふさわしい基本方針をつくるということで、委員の方々の共通理解があったと。それで議論を重ねたということを言ってきた。そして最後には、せっかくこんなに立派な答申をつくったんだから、市長はしっかりとこれを全面的に尊重して、基本方針をまとめてほしいというふうに書きました。ということを、短い限られた文面ですけれども、表したつもりでございます。

例えばメディアとか研究者の論文なんか見ると、必ず国立市の人権の取組、なにかんづくこの条例を、ほとんどの場合は引用しますね。国立市はこんなすばらしい条例を持っているんだと。国立市は一番、人権って優れているんだということを言われていますので、我々の審議会も、それにマイナスを与えるようなことをしちゃいかんという気持ちを私自身は持って、さすが国立市らしい審議会だったなというふうに、皆さんに取っていただければなと思っています。

(休 憩)

【事務局】 今お配りした答申、全て黒字にしておりますが、修正した主なところを申し上げます。3ページ目、条例のこれまでの歴史的経緯のところについては、韓委員からLGBT理解増進法案の件をいただいていたけれども、ここは入れないということで、特に追記はしてございません。17ページ、藤沢委員からいただきました当事者に寄り添った対応のところは、藤沢委員のご意見のとおり「人権侵害や差別の状況の下にある当事者が自らの言葉で発信する意義は大変大きく」という形で修正しています。21ページ目、先ほど最後のほうでご議論いただきました、真ん中ほどの「このほか、脱施設を見据え」のところ、最後の文章ですけれども、「誰もが希望する場所で安心して暮らすための支援の充実が必要ではないか」という問題提起があり、今後検討を深めていく必要があります」としています。23ページ、これは戦争の被害、加害のところです。上の「このほか」の部分です。「日本における被害の歴史のみならず、加害の歴史についても学ぶことが重要ではないか」という意見もありました」としております。

【炭谷会長】 皆様よろしいでしょうか。文意に影響のない誤字、脱字、多分これでも必ずあるんですけれども、これは私と事務局のほうに一任いただきたいと思います。

それでは、これが最後の審議会となります。以上をもちまして、23回の分、審議会を終了いたしました。本当に4年間という、途中コロナで一旦休んだ期間もございましたけれども、大変長い間、審議に熱心に加わっていただきまして、本当にありがとうございます。

この後、市長への答申を予定しておりますので、一緒にご参加される方はよろしくお願いします。

本当に長い間、審議にご協力いただきましてありがとうございます。おかげさまで大変立派な、国立市にふさわしい答申がまとめられたのではないかと考えております。

どうもありがとうございました。

— 了 —